

静岡県告示第150号

静岡県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年静岡県告示第991号）の一部を次のように改正する。
令和元年7月12日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな事業部門の経営の開始等の先駆的取組を行う林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する林業従事者等並びに林業従事者等が実施する法第2条第1項の林業・木材産業改善措置を支援する中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第11条第1項</u>の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第5条第4項第2号に掲げる措置を行う6次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して、予算の範囲内において、法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。第17の1において同じ。）を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）及び林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな事業部門の経営の開始等の先駆的取組を行う林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する林業従事者等並びに林業従事者等が実施する法第2条第1項の林業・木材産業改善措置を支援する中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第12条第1項</u>の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第5条第4項第2号に掲げる措置を行う6次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して、予算の範囲内において、法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。第17の1において同じ。）を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）及び林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣</p>

が指定する資金を指定する件（平成15年農林水産省告示第902号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2 貸付限度額並びに償還の期間及び方法

1 (略)

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる資金にあつては、それぞれ(1)から(6)までに掲げる期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金 12年以内

(4)～(6) (略)

3 (略)

4 (略)

が指定する資金を指定する件（平成15年農林水産省告示第902号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2 貸付限度額並びに償還の期間及び方法

1 (略)

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる資金にあつては、それぞれ(1)から(6)までに掲げる期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金 12年以内

(4)～(6) (略)

3 (略)

4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、第2の2(1)に掲げる資金の貸付けを受ける場合にあつては、第2の2(1)に掲げる償還期間を3年延長して適用するものとする。

5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
（林業・木材産業改善措置に関する計画書）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 法人等にあつては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 法人等にあつては、その
名称及び代表者の氏名 印

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
立木取得に係るもの		別紙6
上記以外の内容のもの		別紙7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年月日現在)							
区分	総事業費(注1)			資金内訳			
				計 (注3)	改善 資金	その他の 借入金	自己 資金
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

(注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等)を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、年度ごとの総事業費及び資金内訳を記載すること。

3 上記2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

1 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるもの又は据置期間が3年を超えるものとする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類(事業計画の認定書の写し等)を添付すること。

2 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙1 [林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合]

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現 状	目 標
従 業 員 数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資 本 整 備 の 状 況 (注1)		
生 産 等 の 状 況 (注2)		
年 間 収 入 (法人の場合、年間売上高) (注3)	万円	万円
年 間 所 得 (法人の場合、年間営業利益) (注3)	万円	万円

- (注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。
 2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。
 3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状(年度)(注2)	目標(年度)(注2)	1との関係(注4)

- (注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。
 2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。
 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。
 4 1との関係の欄は、本目標と1で記載する年間収入(売上高)又は年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項目	現 状 (年度)	目 標 (年度)
年 間 従 事 日 数	日	日
保 有 安 全 衛 生 施 設		
労 働 災 害 防 止 (注1)		

- (注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む)用)

項 目	現 状 (年度)	目 標 (年度)
従 業 員 数 (注1)	人	人
年間延べ雇用量 (注1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止 (注2)		

- (注) 1 従業員数及び年間延べ雇用量の欄は、家族従事者を含めること。
 2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙3 [林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

林業・木材産業改善措置の目標

項 目	現 状 (年度)	目 標 (年度)
従 業 員 数 (注1)	人	人
年間延べ雇用量 (注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保 (注2)		

- (注) 1 従業員数及び年間延べ雇用量の欄は、家族従事者を含めること。
 2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙4 [機械・施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

項 目	年度	
	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目 的		
機械・施設名等 (注2)		
規格・能力等 (注2)		
導 入 時 期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台 数	台	台
単 価	—	円
所 要 額	—	円
そ の 他 (注3)	処分方法 (廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古 (年製造) ③購入・賃貸

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。
 2 機械・施設名等及び規格・能力等の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は記載を省略できる。

- 3 伐採対象立木の欄は、林小班ごとに記載すること。
 - 4 樹種及び樹齢が複数なのは、主たるものを記載すること。
 - 5 取得対象立木の欄は、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
 - 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。
- (添付資料)
- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
 - 2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

別紙7 [その他の取組の場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

		年度
項 目	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修 ・指導又は助言 ・調査 ・その他(注2) 		
実施時期	年	月 日
所要額	円	

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容(受講先、受講名等)を記載すること。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に従前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。